

第 12 回調布市住民自治基本条例に関する市民懇談会傍聴アンケート内容 * 表記, 表現は原則として, 傍聴者の記入されたとおりとしています

* 公開可の記入がなかったものは, 公開しません

* () は事務局の補足です

NO.	カテゴリー	Q	A
1	「目的」について	今回は「条例の目的」について議論されたが, 河野委員の案は, これまでの発言からすると秀作であると思った。4 案とも素晴らしい。が, 第 3 案は, 齊藤委員の指摘のとおり, 19 年度から始まる総合計画では, この表現(「笑顔輝くまち調布」)がそのまま残される保障はないし, いつの時代にも通じる普遍的表現で規定しておく必要があると思う。	委員に開示します。
2	「定義」について	条文の中に, 「事業者」という文言を謳うことについても論議があったが, 個々の条文の中に「事業者」を明記する必要はない。しかし, 自治基本条例の対象外とすることも必ずしも適切ではない。そこで, 丸山案のように, 「市民の定義」の中に事業者を含めておけばよいと思う。	委員に開示します。
3	その他	本日の配布資料 5「条例に盛り込む項目と内容」は実によくまとめられている。(各委員の提出意見も掲載されていて, 利便。)事務局の労をねぎらいたいと思う。この表に書かれている「論点」を市民懇談会で論議し結論を得られれば, 条文案作成はもう「道近し」と思う。	議論に役立つ資料を提供していきたいと思えます。お気づきの点があれば今後もお知らせください。(事務局)